

平成22年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書

平成23年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	8
1	利用状況	8
2	公開請求の状況	8
3	不服申立ての状況	12
4	情報提供の状況	12
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	不服申立てに関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求等の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	不服申立ての状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成22年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成22年度）	68
3	情報公開関係例規	72
4	個人情報保護関係例規	85

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以降に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合は、

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公文書公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができるようにしています。

ア 法令秘に関する情報

(法令又は条例の規定により、非公開とされている情報)

イ 個人に関する情報

(ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く)

ウ 法人等に関する情報

(法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報)

エ 公共の安全等に関する情報

(人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報)

オ 審議、検討又は協議に関する情報

(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報)

カ 事務事業執行情報

(市又は国等が行う事務事業情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報)

(8) 公開の方法

公文書の公開は、市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本(部分公開の場合は、当該公文書の写し)を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、速やかに宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、不服申立てや行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

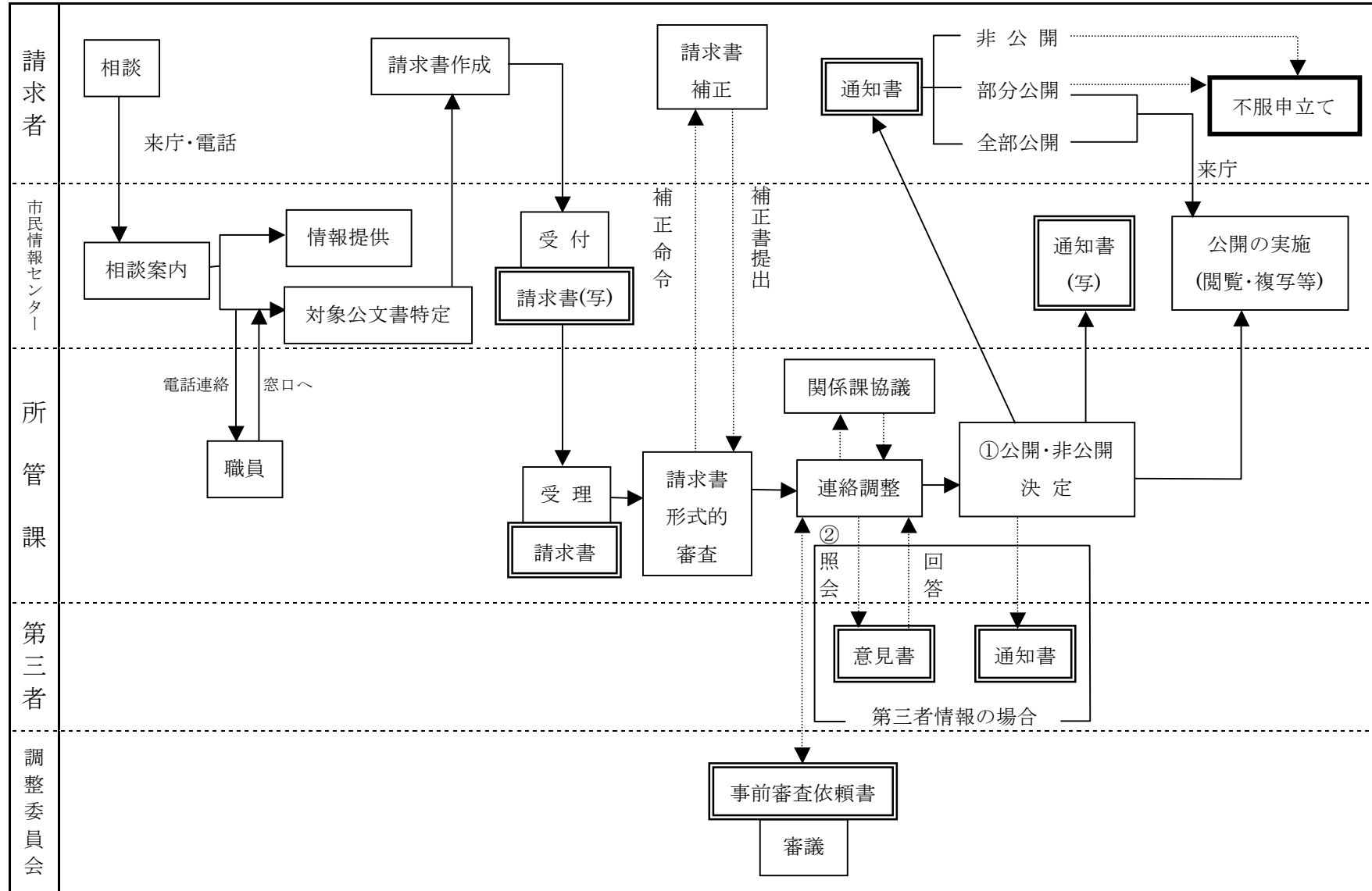
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

3 公開請求に関する事務の流れ

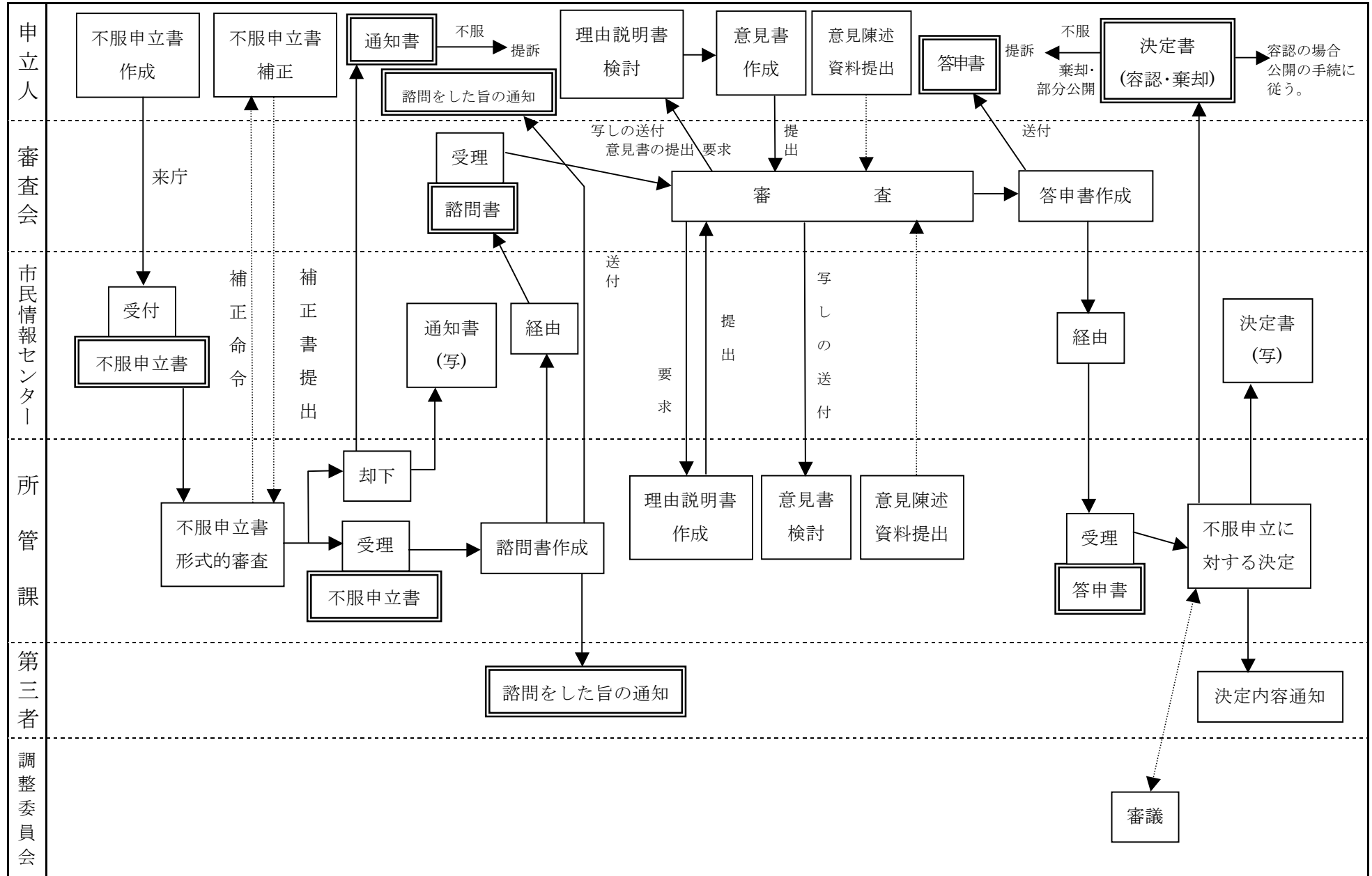


※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか、国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
公文書公開請求（申出）件数	404	228	192
うち写しの交付件数	367	200	134

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成22年度における公文書公開請求申出件数は228件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
公開請求	258	131	118
公開申出	146	97	74
合計	404	228	192

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成22年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、96.2%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成22年度			平成21年度			平成20年度		
	請求	申出	合計	請求	請求	合計	請求	申出	合計
公開	152	85	237	80	54	134	72	40	112
部分公開	94	46	140	38	35	73	40	29	69
非公開	6	9	15	6	6	12	5	5	10
うち不存在	0	1	1	2	6	8	4	5	9
取下げ	6	6	12	7	2	9	1	0	1
合計	258	146	404	131	97	228	118	74	192

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成22年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成22年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	335	82.9%	請求	125	69	4	0	5	203	3
			申出	71	46	9	1	6	132	0
			計	196	115	13	1	11	335	3
教育委員会	13	3.2%	請求	7	4	0	0	0	11	0
			申出	2	0	0	0	0	2	0
			計	9	4	0	0	0	13	0
選挙管理委員会	2	0.5%	請求	1	0	1	0	0	2	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	1	0	0	2	0
固定資産評価審査委員会	3	0.7%	請求	1	1	1	0	0	3	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	1	1	0	0	3	0
上下水道事業管理者	28	6.9%	請求	5	11	0	0	0	16	0
			申出	12	0	0	0	0	12	0
			計	17	11	0	0	0	28	0
消防長	6	1.5%	請求	6	0	0	0	0	6	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	6	0	0	0	0	6	0

議会	17	4.2%	請求	7	9	0	0	1	17	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	7	9			1	17	0
計	404	100%	請求	152	94	6	0	6	258	3
			申出	85	46	9	1	6	146	0
			計	237	140	15	1	12	404	3

※公平委員会、監査委員、農業委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成22年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成22年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	107	41.5%	21	14.4%	128	31.7%
市内に事務所等を有する者	126	48.8%	3	2.1%	129	31.9%
市内の事務所等に勤務する者	25	9.7%	0	0%	25	6.2%
市内の学校に在学している者	0	0%	0	0%	0	0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0%	0	0%	0	0%
その他の申出	0	0%	122	83.6%	122	30.2%
合計	258	100.0%	146	100.0%	404	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求(申出)のうち部分公開及び非公開となった154件の内訳）

表6 平成22年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1項 法令秘情報／法令秘に関する情報	1	0.6%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	104	63.0%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	18	10.9%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	0	0%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	1	0.6%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	27	16.4%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0%
条例第9条 公文書存否情報	0	0%
不存在（一部不存在含む）	14	8.5%
合計	165	100.0%

注) ひとつの情報が複数に該当する場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成22年度においては、不服申立てはありませんでした。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっていきます。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べるこ

とができます。

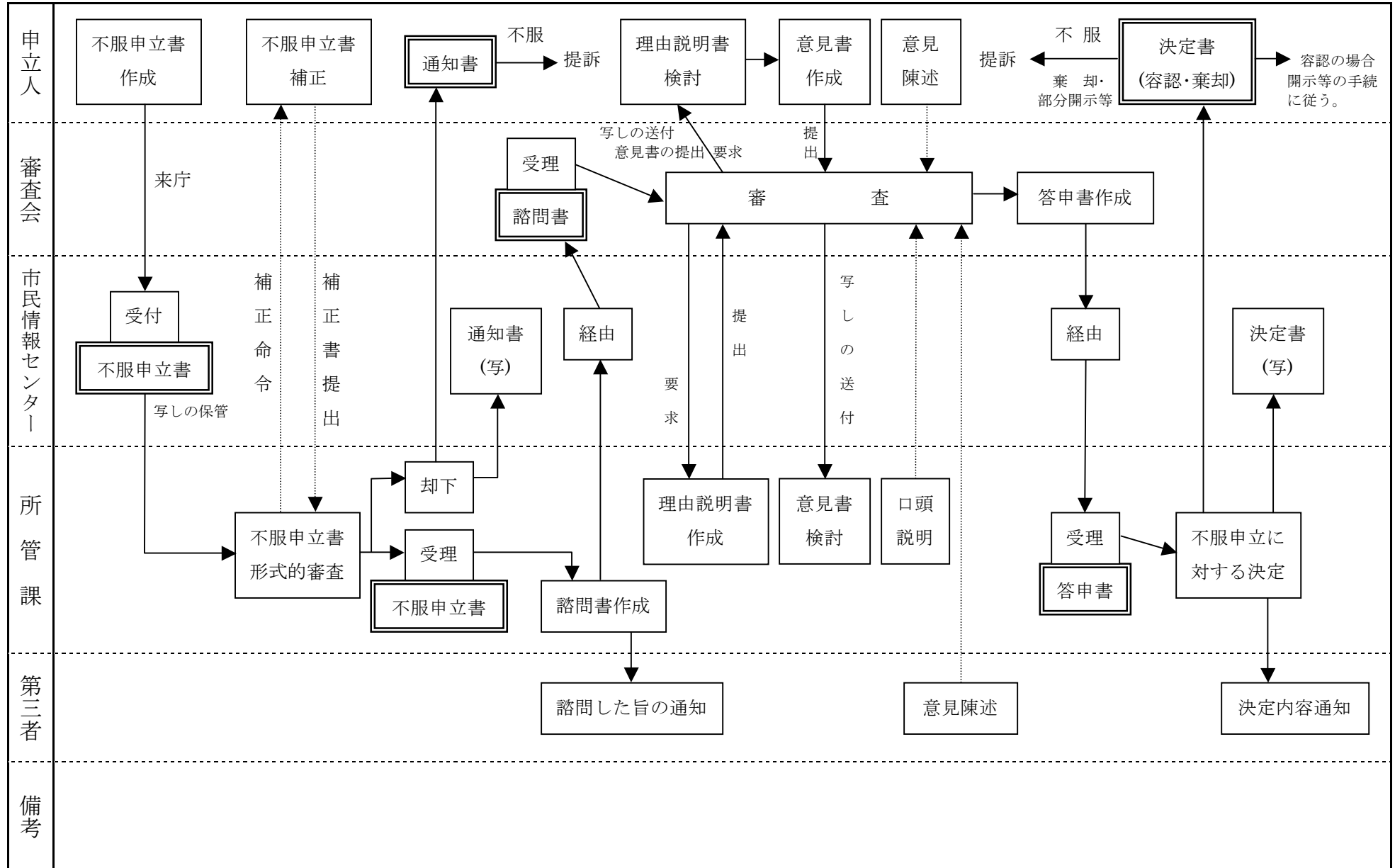
(13) 是正の申出

- ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。
- イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

- ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。
- イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成22年度における個人情報の開示請求件数は45件であり、その処理状況は開示18件、部分開示21件、不存在4件、取下げ2件となっております。

なお、訂正・削除の請求及び是正の申出はありませんでした。(表1参照)

表1 平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
45	18	21	0	4	2

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成22年度における実施機関別の請求件数は、市長37件、教育委員会5件、消防長3件でした。(表2参照)

表2 平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

実施機関	処理状況					
	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
市長	企画部	0				
	総務部	0				
	財務部	1	1			
	市民部	19	11	4		3
	環境部	1	1			
	福祉部	5		5		
	健康管理部	1	1			
	農政部	0				
	観光商工部	0				
	建設部	1		1		
	都市整備部	6	1	5		
	佐土原総合支所	2	1	1		
	田野総合支所	0				
	高岡総合支所	0				
	清武総合支所	1	1			
	出納室	0				
	小計	37	17	16	0	3

実施機関	処理状況					
	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
教育委員会	5	1	3		1	
選挙管理委員会	0					
公平委員会	0					
監査委員	0					
農業委員会	0					
固定資産評価審査委員会	0					
上下水道事業管理者	0					
消防長	3		2			1
議会	0					
合計	45	18	21	0	4	2

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分公開、重複含む)

表3 平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	5
第3号 事務事業執行情報	6
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	0
第6号 第三者情報	9
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	5
合計	25

4 不服申立ての状況

平成22年度は、行政不服審査法に基づく不服申立てはありませんでした。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表4のとおりです。

表4 平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画部	2		
	総務部	1		
	財務部			
	市民部			
	環境部			
	福祉部			
	健康管理部	2		
	農政部			
	観光商工部			
	建設部			
	都市整備部			
	佐土原総合支所			
	田野総合支所			
	高岡総合支所			
	清武総合支所			
	出納室			
		小計	5	0
	教育委員会			
	選挙管理委員会			
	公平委員会			
	監査委員			
	農業委員会			
	固定資産評価審査委員会			
	上下水道事業管理者			
	消防長			
	議会			
	合計	0	0	0

資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成22年度）

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/1	請求	市議会「市民みやざき」「市政同志会」以外のH16～20年度の収支報告書、実績報告書		4/9	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
2	4/2	請求	社会福祉法人(会 保育園)の役員名簿		4/9	部分公開	第7条第2号	子ども課
3	4/2	請求	平成16年度政務調査費の研究研修旅費及び調査旅費報告書 (17年2月9日(水)～17年2月11日(金))		4/2	公開		議会・総務課
4	4/2	請求	04年度の市政同志会の政調費報告書 05年度以降の市政同志会及び政新会の政調費報告書		4/5	公開		議会・総務課
5	4/5	請求	宮崎市議会政務調査費不正支出問題調査特別委員会に「市政同志会」「市民みやざき」から提供があった資料のうち、政務調査費収支報告書を除く一切の資料		4/14	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
6	4/5	請求	宮崎市議会政務調査費不正支出問題調査特別委員会に「市政同志会」「市民みやざき」から提供があった政務調査費収支報告書を除く一切の資料		4/14	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
7	4/6	請求	宮崎市内の飲食店で平成22年1月1日～平成22年3月31日までに新規申請のあった飲食店リスト(店名、住所、氏名、電話番号、法人であれば会社名、住所、電話番号)		4/20	公開		保健衛生課
8	4/6	請求	市政同志会 2004 年度研究研修費中の会議費実績報告書 議員の2004年6月24日～25日 調査旅費 実績報告書(福岡) 議員の2005年2月6日～8日 調査旅費 実績報告書(鹿児島)		4/9	公開		議会・総務課
9	4/8	請求	展示住宅違反に関する件、書類		4/21	部分公開	第7条第3号	開発指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
10	4/9	請求	宮崎市議会政務調査費不正使用調査特別委員会に「市政同志会」と「市民みやざき」から提出があった資料のうち、政務調査費収支報告書を除く一切の資料		4/14	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
11	4/12	申出	2009年に実施された指定ゴミ袋の入札について 仕様書 入札業者と入札金額		4/14	公開		契約課
12	4/12	申出	H22年1月1日からH22年3月31日までに付定のあった分の宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図。		4/20	部分公開	第7条第2号	区画整理課
13	4/12	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年3月1日～2010年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		4/27	公開		保健衛生課
14	4/12	申出	平成22年3月1日～3月31日に飲食店および喫茶店営業の新規営業許可を取得したもののうち、次の事項 屋号、申請者、営業所住所、営業所電話番号、許可年月日(ただし、移動、仮設・臨時、自動販売機を除く)		4/27	公開		保健衛生課
15	4/12	請求	宮崎県が施行する国道219号地域活力基盤創造交付金工事の用に供する 氏の土地取得補償の件		4/27	公開		佐土原・建設課
16	4/15	請求	宮崎市 外4筆 上記土地について平成5年7月30日付シレイ8001-517の都計法第29条許可申請の添付図書一式		4/21	部分公開	第7条第2号	開発指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
17	4/15	請求	宮崎市 外 4 筆 上記土地について平成 5 年 7 月 30 日付 シレイ 8001-517 の都計法第 29 条許可申請の添付図書一式		4/21	部分公開	第 7 条第 2 号	開発指導課
18	4/19	請求	建築計画概要書 N.22 No.16 22.4.12		4/20	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
19	4/19	請求	建築計画概要書 N.22 No.16 22.4.12		4/20	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
20	4/23	請求	市政同志会の政務調査に関わる旅行依頼書(H16～)		4/30	公開		議会・総務課
21	4/23	請求	・調査特別委員会(政調費)のこれまで(3月12日、23日)の議事録の写し ・委員会視察の旅行命令と領収書、復命書(H16～) ・各会派の政務調査に関わる旅行命令書(市政同志会以外、H16～)		5/22	部分公開	第 7 条第 2 号	議会・総務課
22	4/23	請求	平成 21 年度 福祉会及び 保育園の定期指導監査及び臨時指導監査結果通知書		5/6	公開		福祉総務課
23	4/16	申出	平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 営業所の屋号、 営業所の住所、 営業所の電話番号、 営業申請者の住所(又は法人名)、 営業申請者の住所(法人のみ)、 申請者の電話番号(法人のみ)、 営業許可年月日		4/27	公開		保健衛生課
24	4/26	申出	旅館業法上の許可番号、許可年月日、 営業社名 対象物件 1.宮崎市 2.宮崎市			取下		保健衛生課
25	4/27	請求	平成 16 年度～20 年度の市政同志会の政務調査費の収支報告書と実績報告書		5/7	部分公開	第 7 条第 2 号	議会・総務課
26	4/28	請求	清武町史編纂に係る 1.委員会名簿(旧清武町) 2.手当 3.編集委員(全員)		5/10	部分公開	第 7 条第 2 号	清武・企画総務課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
27	4/28	請求	平成 22 年 4 月 15 日開催 政務調査費不正支出問題調査特別委員会の会議録		4/30	公開		議会・総務課
28	4/30	請求	政務調査費に係る平成 16 年～20 年度の「研究研修旅費及び調査旅費実績報告書以外の全ての資料 対象会派は政新会、公明党、市民クラブ、日本共産党、政友会、眞政会、広 sei 海			取下		議会・総務課
29	5/6	請求	飲食店新規営業分(移動、仮設、短期、自動販売機を除く) 平成 21 年 12 月 1 日～平成 22 年 4 月 23 日まで <内容> 営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、許可年月日		5/20	公開		保健衛生課
30	5/6	請求	宮崎市 の建築物への指導書の写し(平成 19 年 1 月、平成 20 年 10 月分)		5/10	部分公開	第 7 条第 3 号	建築指導課
31	5/6	申出	宮崎市 の建築物に係る建築計画概要書(確認日:H6.12.1、確認番号:No2086)		5/10	公開		建築指導課
32	5/6	請求	宮崎市 に関する道路協会査定願いに関する書類一式		5/13	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課
33	5/7	請求	公共工事設計労務単価表・材料単価表		5/13	公開		技術検査室
34	5/10	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010 年 4 月 1 日～2010 年 4 月 30 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		5/24	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
35	5/10	申出	平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水画図。 変更許可も含む		5/18	非公開	不存在	開発指導課
36	5/10	請求	別紙の舗装・土木工事の最低制限価格(舗装工事:平成 21 年 5 月 19 日潮見小東 1 号線外 1 線舗装打換工事 外 7 件、土木工事:平成 21 年 7 月 2 日太田雨水準幹線布設工事)		5/12	公開		契約課
37	5/10	請求	普通財産貸付料算定に係る資料(内規を含む)		5/13	公開		管財課
38	5/11	請求	宮崎市発注工事の最低制限価格 請求する工事件名は別紙による (平成 18 年度大淀処理場(No.3)消化槽増設工事)		5/14	公開		契約課
39	5/14	申出	宮崎市が平成 22 年度 1 月 1 日現在(未整備の場合は平成 21 年 1 月 1 日現在)の土地・家屋の現況把握のためにした「地番、家屋番号等の修正(更新)業務委託契約・仕様書」等により取得した成果品(中間成果品を含む)としての地番現況図及び家屋現況図(縦覧用でも可)、又はこれらに替わるもの(地籍集積図、土地家屋図など)で地番・家屋番号が分かるもの。 地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の課税評価額を除く「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」の各項目の内、開示可能項目(不動産登記事項等)で、家屋番号ごとの一覧表にしたもの。		5/24	非公開	第 7 条第 2 号	資産税課
40	5/14	申出	平成 22 年度の国民健康保険における診療報酬明細書(レセプト)点検の業務委託契約書および契約金額		5/19	公開		国保年金課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
41	5/14	申出	平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、該当の住居表示台帳		5/31	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
42	5/13	申出	平成 22 年度宮崎市国民健康保険特定保健指導事業受託者の審査結果内訳		5/17	公開		国保年金課
43	5/17	申出	飲食店の営業許可者の一覧 開示内容:屋号・申請者名・営業所所在地・直近の許可年月日 必要期間:平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 5 月現在 必要範囲:宮崎市内全域で新規に許可を得た飲食店(固定店舗のみ)		6/1	公開		保健衛生課
44	5/17	申出	平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第 2 面、第 3 面。 建築基準法 18 条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。		5/31	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
45	5/17	申出	宮崎市 に関する道路境界査定願(昭和 53 年 3 月 30 日)		5/18	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課
46	5/17	請求	下原通線舗装打換工事外 9 件における最低制限価格(税抜き額)		5/21	公開		契約課
47	5/10	請求	保険契約の資料(現在、宮崎市で加入しているもの) ・契約書(証券の裏表面)保償内容が分かるもの	5/24	7/2	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	総務法制課
48	5/19	請求	集団検診後の特定保健指導委託契約書等		5/20	公開		国保年金課
49	5/19	請求	の建築に係る建築確認申請書のうち、確認申請書一面～五面、求積図、平面図 (確認日 H 2 1 . 1 1 . 1 8、確認番号 No512)		5/24	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
50	5/20	申出	宮崎市 道路境界立会申請書		5/25	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
51	5/24	申出	平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日届出分中高層建築物指導要綱に基づく建築計画届出書		6/3	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	建築指導課
52	5/25	申出	食品営業者許可台帳の屋号・営業所所在地、申請者名、申請者法人代表者名、営業所電話、指令番号、許可年月日、初回許可年月日(飲食店営業で移動販売は除く)H22.3.1～H22.5.24		6/9	公開		保健衛生課
53	5/27	請求	1. 指定管理者の課ごとの件数及び総予算の明細の開示 2. 市民文化ホール及び福祉センター施設の指定管理者の予算及び全業者名、企業名の開示 3. 業者及び企業の業務内容の開示(2 の分について)		6/8	公開		人事課 福祉総務課 文化スポーツ課
54	6/1	請求	下記4件の最低制限価格の開示 平成 22 年 1 月 20 日入札 川原通線(吾妻工区)道路改良工事(1工区) 平成 22 年 1 月 20 日入札 去川和石線道路改良孝司(7工区) 平成 22 年 3 月 24 日入札 上田島 1 号汚水幹線(5 工区)外下水道管布設工事 平成 22 年 4 月 27 日入札 旧宮崎市佐土原中央体育館解体工事		6/3	公開		契約課
55	6/2	請求	標準宅地鑑定に対する不動産鑑定評価書(標準宅地番号 39 の 1410)		6/7	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	資産税課
56	6/3	申出	清武料金所付近の河川協議に関する公文書及びその他の関係書類(文書及び図面)		6/29	非公開	不存在	清武・建設課
57	6/4	請求	下記の入札・開札調書の開示(予定価格及び最低制限価格) 1. 月見ヶ丘 2 の北 1 号線道路改良工事(H21.11.24 入札) 外 9 件		6/8	公開		契約課
58	6/4	請求	毒物劇薬一般販売業(営業者氏名、店舗名、店舗の所在地、店舗の電話番号、登録番号)		6/15	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
59	6/4	請求	住所 宮崎市、店舗名 に類似する店舗の申請者氏名(法人であれば法人名・代表者氏名・所在地・電話番号)		6/22	公開		保健衛生課
60	6/4	請求	機密文書の処分に関する契約、処分の流れ、最終処分方法、業者名、委託料(単価契約)、契約条件等の分かる文書			取下		総務法制課
61	6/7	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年5月1日～2010年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		6/22	公開		保健衛生課
62	6/7	請求	宮崎市議会政務調査費不正使用問題調査特別委員会に「市政同志会」から提出があった資料のうち、平成19年度、20年度の政務調査費収支報告書等のうち「A S Sの発行領収一切		6/11	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
63	6/7	申出	宮崎市固定資産評価審査委員会委員の(H18・H21年度) 名前、資格または職業について		6/10	公開		特別滞納整理課
64	6/9	申出	平成3年5月国保年金課(国民年金)に所属(在籍)されていた職員の方の住所・氏名・年齢に関する情報公開		6/16	部分公開	第7条第2号	人事課
65	6/14	申出	宮崎市上下水道局発注 木花処理場 No.1 沈砂掻寄機改築更新工事 の金入り設計書及び最低制限価格		6/24	公開		下水道施設課
66	6/14	申出	宮崎市上下水道局発注 宮崎処理場流入ゲート改築更新工事その2 の金入り設計書及び最低制限価格		6/24	公開		下水道施設課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
67	6/16	請求	宮崎市に営業許可のある食肉処理業および食肉販売業のうち次の項目 営業所名称・屋号、申請者名(法人の場合は代表者名)、営業所住所、申請者住所、営業所電話番号、申請者電話番号、細業種名		6/16	公開		保健衛生課
68	6/16	申出	1. 工業薬品に登録している業者名簿 2. 高分子凝集剤の入札仕様書と入札結果一覧(宮崎、大淀、佐土原、田野浄化センター)		6/22	公開		契約課
69	6/16	申出	平成 8 年と平成 18 年の航空写真(新名爪周辺)		6/17	公開		都市計画課
70	6/21	申出	昭和 45 年都市計画現況図 S=1/3000		6/24	公開		都市計画課
71	6/18	請求	旧佐土原町、旧清武町における行政区の区長に支払われている金銭 佐土原町年額 139,800 円・一世帯につき 2,520 円 清武町年額 246,000 円 この条例の議案・目的を示す文書		H22/6/25 H22/6/29	公開		佐土原・企画総務課 清武・企画総務課
72	6/17	請求	平成 22 年 6 月 17 日の本会議の録音されたもの		7/1	公開		議会・総務課
73	6/21	申出	宮崎市上下水道局発注 淀川雨水ポンプ場機械設備工事 入札・開札調書(金入設計書及び最低制限価格含む)		6/25	公開		下水道施設課
74	6/21	申出	宮崎市上下水道局発注 上田島汚水中継ポンプ場機械設備工事 入札・開札調書(金入設計書及び最低制限価格含む)		6/25	公開		下水道施設課
75	6/21	申出	宮崎市上下水道局発注 太田雨水ポンプ場機械設備工事 入札・開札調書(金入設計書及び最低制限価格含む)		6/25	公開		下水道施設課
76	6/21	申出	天満雨水準幹線布設工事(その1) 入札・開札調書(金入設計書及び最低制限価格含む)		6/28	部分公開	第 7 条第 2 号	土木課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開根 拠規定	所管課
77	6/21	申出	契約番号:50023 工事名:上田島汚水中継ポンプ場電気 設備工事 内容:最低制限価格の公開		7/6	公開		下水道施 設課
78	6/21	申出	契約番号:50206 工事名:宮崎処理場水処理増設(No.9) 電気設備工事 内容:最低制限価格の公開		7/6	公開		下水道施 設課
79	6/21	申出	契約番号:50302 工事名:佐土原配水池電気計装設備工 事 内容:最低制限価格の公開		7/6	公開		水道施設 課
80	6/22	請求	・2007年2月9日付、農林水産課設置の コピー機の賃貸借契約書 ・2010年3月5日付、農村整備課設置の コピー機の賃貸借契約書		7/8	部分 公開	第7条第 3号	契約課
81	6/24	請求	標準宅地の鑑定評価書 対象地番 別紙の通り(宮崎市 他) 対象年度 平成18年1月1日(水害前) および平成21年1月1日(水害後)分		6/30	公開		資産税課
82	6/24	請求	次の入札・開札調書の開示(予定価格 及び最低制限価) 1. 現王通線橋梁上部工工事(入札日時 H22.6.11)他4件		6/29	公開		契約課
83	6/24	請求	現王通線橋梁上部工工事の金額入り 設計書の開示		6/29	部分 公開	第7条第 2号	市街地整 備課
84	6/25	請求	平成18年9月1日付宮崎市東大宮地域 事務所設置のカラー複合機の賃貸借契 約書、外11件の賃貸借契約書		7/8	部分 公開	第7条第 3号	契約課
85	7/9	申出	平成22年4月1日から平成22年6月 30日までに飲食店営業の新規許可を取 得したもののうち、次の事項 営業所の屋号、 営業所の住所、 営業所の電話番号、 営業申請者の住 所(又は法人名)、 営業申請者の住所 (法人のみ)、 申請者の電話番号(法人 のみ)、 営業許可年月日		7/23	公開		保健衛生 課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
86	6/29	請求	選挙管理委員会の対応について 質問事項の回答に関して市長等の決裁をあおいだか。あおいだ時の対応が分かる文書 内部の意見集約のわかる文書		7/13	公開		選挙管理委員会事務局
87	6/29	請求	農業認定審査会の委員名簿の公表、審査基準、運営方法、審議方法、運用のあり方、問題点を見直す場合必要とする文書全部公表すること。		7/13	部分公開	第7条第2号	農政企画課
88	6/29	請求	市長マニフェストにある食品加工に関する取り組み、方針、具体的対応についてわかる文書、特に農産物規格外品の大量処分に関して、利用可能なものとしての加工業の位置づけがどのように認識され、政策として反映されているか分かる文書等		7/13	公開		農林水産課
89	6/29	請求	口蹄疫に対する市から国と県への要望、意見書に関して ・防疫に対する決定打がない。これからの方策として強力な防御策を意見具申しているか。 ・消毒方法として「オゾン」「空気イオン侵入に対するエアコンによる方法」に関する資料の具備		7/13	公開		農林水産課
90	7/5	請求	平成22年4月24日から、平成22年7月5日までに市内で新規に、飲食店営業の許可をうけた施設の次の事項(移動、仮設、短期、自動販売機を除く)。 [営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、業種、許可年月日]		7/9	公開		保健衛生課
91	7/5	請求	平成22年3月から平成22年7月5日までに市内で新規に食料品製造業の新規営業の許可をうけた施設の次の事項(営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、業種、許可年月日)		7/9	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
92	7/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年6月1日～2010年6月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		7/9	公開		保健衛生課
93	7/5	申出	平成22年5月1日から平成22年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水画図。 変更許可も含む		7/16	非公開	不存在	開発指導課
94	7/6	請求	平成13年4月11日付一般廃棄物収集運搬業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する処分に関する決裁文書		7/15	公開		廃棄物対策課
95	7/7	請求	平成18年5月1日付一般廃棄物収集運搬業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する処分に関する決裁文書		7/15	公開		廃棄物対策課
96	7/8	申出	昭和55年宮崎市空中写真 C5-1004 昭和60年宮崎市空中写真 C3-9 平成3年宮崎市空中写真 C6B-13		7/9	公開		都市計画課
97	7/8	申出	1.上田島汚水中継ポンプ場電気設備工事 2.上田島汚水中継ポンプ場機械設備工事 上記2件の最低制限価格		7/9	公開		契約課
98	7/9	申出	建築計画概要書 1.No913、59.8.11 2.No114、48.2.8 3.No423、11.6.17		7/14	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
99	7/9	申出	H22年4月1日からH22年6月30日までに付定のあった分の宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		7/29	部分公開	第7条第2号	区画整理課
100	7/14	請求	宮崎市大字加江田 3693-1、3700-1にある曾山寺温泉杉雨荘について ゆう出地、PH、温度、温泉利用許可年月日、泉質、申請者名		7/23	公開		保健衛生課
101	7/14	請求	H17とH21政務調査費収支報告書のコピー(日本共産党)		7/21	部分公開	第7条第2号	議会・総務課
102	7/14	申出	淀川雨水ポンプ場機械設備工事 外5件の積算内訳書及び最低制限価格		7/27	公開		下水道施設課
103	7/14	申出	平成22年5月1日から平成22年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面。 建築基準法18条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要		8/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
104	7/14	申出	市民活動保険制度についての下記文書 ・上記制度の概要が分かるパンフレット、チラシ等 ・上記制度の実施要綱、災害補償規定等(前年度と変更ない場合は不要) ・平成22年度契約時の仕様書 ・平成22年度契約の保険証券および特約書(保険約款不要) ・平成21年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)		7/21	公開		地域コミュニティ課
105	7/14	請求	宮崎市の活動状況、宮崎市の事業内容		7/29	公開		農林水産課
106	7/15	請求	小学校の平成13年度より平成22年度迄の10年間の浄化槽維持管理業者名及落札価格		7/22	部分公開	第7条第3号	教委・総務課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
107	7/20	申出	昭和 56 年 宮崎市都市計画現況図 昭和 60 年 宮崎市都市計画現況図 平成 3 年 宮崎市都市計画現況図 所在地 宮崎市青葉町 121-(3)付近		7/20	公開		都市計画課
108	7/21	申出	宮崎市青葉町 121-(3)～11 付近 昭和 55 年 宮崎市空中写真(1/12500) 昭和 60 年 宮崎市空中写真(1/12500) 平成 3 年 宮崎市空中写真(1/12500)		7/22	公開		都市計画課
109	7/26	申出	宮崎市で契約している平成 21 年度および平成 22 年度の「行財政情報サービス(iJAMP)の契約」について下記の 3 点がわかるもの。 (1)契約金額 (2)ライセンス数 (3)契約期間		7/30	公開		企画政策課
110	7/26	請求	社会福祉法人、社会福祉法人、社会福祉法人 にかかる H21、H20、H19 年度の決算書類(事業活動計算書、賃借対照表)		8/5	部分公開	第 7 条第 2 号	福祉総務課
111	7/29	請求	政務調査費不正支出問題調査特別委員会の会議録(7 月 14 日分)		8/13	公開		議会・総務課
112	7/29	請求	平成 22 年 6 月 11 日入札 現王島通線橋梁上部工工事 外 6 件の最低制限価格		8/4	公開		契約課
113	8/2	申出	宮崎市全域における、平成 22 年 1 月 1 日現在(未整備の場合は平成 21 年 1 月 1 日現在)の土地の現況把握のためにした「固定資産評価替え事業委託業務契約・仕様書」により取得した成果品(中間成果品を含む)としての地番の現況図及び家屋の現況図。電磁的記録である場合はその複製物		10/8	非公開	不存在	資産税課
114	8/2	請求	下北方浄水場1万トン配水池天井補修工事 外 2 件の最低制限価格		8/16	公開		浄水課
115	8/2	請求	富吉浄水場1系沈殿地補修・補強工事 外 1 件の最低制限価格		8/16	公開		水道施設課
116	8/2	請求	平成 21 年度印章彫刻業者年間取引明細		8/5	公開		契約課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
117	8/3	請求	先日、提案されたことを受諾されたか、その件を委員会の内部においてどのように処理されたかが分かる文書を請求する		8/16	非公開	不存在	選挙管理委員会事務局
118	8/3	申出	食品営業許可台帳の屋号・営業所所在地、申請者名、申請者法人代表者名、営業所電話、指令番号、許可年月日、初回許可年月日(飲食店営業で移動販売は除く) H22.5.25～H22.7.31		8/11	公開		保健衛生課
119	8/5	請求	平成16年に提出した証明願を受けて、証明されている(所在地)宮崎市(所有者) 氏の昭和38年建築倉庫に係る昭和61年度から平成2年迄の固定資産税還付に関する伺い文章 証明願を受けて、発行されている証明書の稟議書に対する名寄一式 家屋(未登記)倉庫(故 氏の過誤納付金通知書面及び幹部申請者並びに受取人の住所、氏名		8/13	部分公開	一部不存在	資産税課
120	8/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年7月1日～2010年7月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		8/18	公開		保健衛生課
121	8/5	請求	別添の社会福祉法人現況報告書添付の決済関係書類(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、平成21年度分	8/19	9/1	部分公開	第7条第2号	福祉総務課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
122	8/5	申出	平成 22 年 5 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、該当の住居表示台帳		9/9	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
123	8/5	申出	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律 宮崎市解体事前周知届けの解体现場の住所・解体規模 解体期間が分かる文書 平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 8 月 3 日		8/16	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
124	8/5	請求	平成 12 年 6 月 26 日宮都指令第 2-6 号 開発行為変更協議申請書に添付されている土質調査報告書		8/10	公開		開発指導課
125	8/6	請求	東部第二土地区画整理事業における従後の路線価及び図面の全て		8/19	非公開	第 7 条第 6 号	区画整理課
126	8/6	請求	東部第二土地区画整理事業による第 17 回・第 18 回・第 19 回審議会議事録		8/19	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 6 号	区画整理課
127	8/10	請求	平成 15 年 7 月 25 日付宮児第 572 号土地交換及譲渡申出に関し不許可回答決裁文書		8/17	公開		子育て支援課
128	8/9	申出	宮崎市内において許可、登録のある集団給食および飲食店営業(一般食堂、委託給食、その他の一般飲食店)のうち次の事項 屋号、営業所住所、申請者名		8/30	公開		保健衛生課
129	8/10	請求	固定資産税納税義務者及び代表相続人指定申請書及び関係法令		8/13	公開		資産税課
130	8/11	請求	別紙工事案件の最低制限価格		8/11	公開		契約課
131	8/12	申出	ばい煙発生施設の設置の届出 内容 1.工場または事業場の名称 2.工場または事業場の所在地 3.工場または事業場の連絡先 4.設置年月日 5.施設の種類 6.燃料または電力の種類 7.燃料または電力の通常の使用量		8/17	部分公開	一部不存在	環境保全課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
132	8/12	請求	昭和 37 年度航空写真(宮崎市青葉町周辺)121 番 3 が確認できるもの 建築指導課が保管されている写真		8/13	公開		建築指導課
133	8/17	申出	・昭和 43 年宮崎市都市計画図 ・昭和 50 年宮崎市都市計画現況図(青島町周辺) ・平成 3 年同上、平成 8 年同上、昭和 56 年同上 ・平成 14 年宮崎市空中写真 C3C-4、C3C-5 ・昭和 43 年宮崎市空中写真 ・平成 3 年宮崎市空中写真 C7B-11、C7B-12 ・平成 8 年宮崎市空中写真 C3C-4、C3C-5		8/19	公開		都市計画課
134	8/18	申出	平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日届出分 中高層建築物指導要綱に基づく建築計画届出書		8/25	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	建築指導課
135	8/18	請求	社会福祉法人、社会福祉法人 平成 19、20、21 年度の財務諸表(貸借対照表、資金収支計算書、事業収支計算書、財産目録)		8/31	公開		福祉総務課
136	8/20	請求	宮崎市営住宅南原団地 281 棟新築工事の内外溝工事 外 17 件の税抜き最低制限価格		8/23	公開		契約課
137	8/20	請求	平成 22 年 4 月 24 日から平成 22 年 8 月 20 日までに市内で新規に食料品製造業の許可を受けた施設の次の事項 (営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、業種、許可年月日)		9/9	公開		保健衛生課
138	8/20	請求	平成 22 年 4 月 24 日から平成 22 年 8 月 20 日までに市内で新規に飲食店営業の許可を受けた施設の次の事項(移動、仮設、短期、自動販売機を除く) (営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、業種、許可年月日)		9/9	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
139	8/24	請求	平成 15 年(ワ)第 26 号損害賠償請求事件の証拠書類である乙第 25 号証(旧環境保全課 氏の陳述書)		8/30	公開		廃棄物対策課
140	8/24	請求	平成 21 年度政務調査費収支報告書(市政同志会、政友会、市民みやざき)		9/7	部分公開	第 7 条第 2 号	議会・総務課
141	8/25	請求	・上田島 1 号汚水幹線(6 工区、7 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書		9/1	部分公開	第 7 条第 2 号	下水道整備課
142	8/25	請求	社会福祉法人 の定款並びに現況報告書及び添付書類一式(平成 22 年度分)		9/3	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	福祉総務課
143	8/25	申出	契約番号:162 工事名:五十鈴川排水ポンプ場設置工事(電気設備工事) 内容:最低制限価格		9/1	公開		契約課
144	8/24	請求	淀川雨水ポンプ場放流渠布設工事 外 2 件の税抜き最低制限価格		8/30	公開		契約課
145	8/25	請求	平成 22 年 7 月 31 日までに飲食店営業の新規及び更新営業許可を取得したもののうち、次の事項 屋号 申請者名 営業所住所 営業所電話番号 許可年月日 申請者住所(法人の場合) (ただし、移動、仮設、臨時、自動販売機を除く)		9/9	公開		保健衛生課
146	8/25	申出	天満町にある宮崎県警察学校及び宮崎県警察機動隊の飲食店営業を許可される(現在)事業者の次の項目 屋号 申請者名 許可年月日 申請者住所(法人の場合)			取下		保健衛生課
147	8/26	申出	平成 21 年に行われた、宮崎市道の駅高岡の指定管理者に応募した 4 団体(をはじめとする 4 団体)の事業計画書(もしくは事業提案書)と収支計算書のすべての写し		9/1	公開		高岡・農業振興課
148	8/30	申出	五十鈴川排水ポンプ場設置工事(機械設備工事、電気設備工事) 上記及び別紙入札について最低制限価格、金入り設計書		8月31日、 9月10日	公開		契約課 土木課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
149	8/30	申出	淀川雨水ポンプ場機械設備工事 ほかの金入り設計書		9/13	公開		下水道施設課
150	8/31	申出	食品営業者許可台帳の屋号・営業所所在地・申請者名、申請者法人代表者名、営業所電話、指令番号、許可年月日、初回許可年月日(飲食店営業で臨時営業、移動販売は除く)H22.1.1～H22.8.31		9/13	公開		保健衛生課
151	8/31	請求	宮崎市 に関する平成 22 年 3 月 5 日境界立会申請書に関する書類一式		9/2	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課
152	9/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010 年 8 月 1 日～2010 年 8 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		9/15	公開		保健衛生課
153	9/3	申出	平成 21 年度宮崎処理場流入ゲート改築更新工事その 2 ほか 2 件の最低制限価格		9/3	公開		契約課
154	9/3	請求	上田島 1 号汚水幹線(6 工区、7 工区)外下水道管敷設工事の最低制限価格		9/3	公開		契約課
155	9/3	申出	平成 22 年 3 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水画図。 変更許可も含む		9/14	非公開	不存在	開発指導課
156	9/6	申出	建築計画概要書 H10.9.17No.246		9/8	公開		建築指導課
157	9/6	申出	宮崎市都市計画図 昭和 45 年 10 月測図 49、50 ページの一部		9/7	公開		開発指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
158	9/6	申出	昭和 43 年宮崎市空中写真 昭和 45 年宮崎市空中写真 昭和 50 年宮崎市空中写真		9/7	公開		都市計画課
159	9/7	請求	次の土木工事 1 件の最低制限価格(税抜き) 入札日 H21.9.16(上下水道局発注)上田島汚水中継ポンプ場築造工事(土木・建築)		9/8	公開		契約課
160	9/8	請求	下記工事における金入り設計書 山下橋橋梁整備工事		9/14	公開		土木課
161	9/13	申出	平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第 2 面、第 3 面。 建築基準法 18 条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要。		10/5	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
162	9/10	請求	宮崎市 に関する平成 22 年 5 月 21 日境界立会申請書の書類一式		9/13	公開		用地管理課
163	9/14	請求	1.天満雨水準幹線布設工事 ほか 6 件の最低制限価格		9/15	公開		契約課
164	9/14	請求	現王通線橋梁上部工工事 実施設計書		9/16	部分公開	第 7 条第 2 号	市街地整備課
165	9/14	請求	田野町第三配水池築造工事 実施設計書		9/21	公開		水道施設課
166	9/15	請求	上田島污水幹線(6 工区、7 工区)外下水道管敷設工事における最低制限価格		9/29	公開		契約課
167	9/15	請求	上田島污水幹線(6 工区、7 工区)外下水道管敷設工事における設計書		9/21	部分公開	第 7 条第 2 号	下水道整備課
168	9/16	請求	建築指導課所管の建築計画概要書及び建築確認申請台帳 平成 21 年 10 月 1 日受付(No.401)～現在直近まで		9/29	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
169	9/16	申出	昭和 45 年作成 宮崎市都市計画図 宮崎市 付近		9/22	公開		開発指導課
170	9/17	申出	宮崎市大字芳土に設置している特定施設の届出状況 所在地 特定施設の種類 事業場名		9/28	公開		環境保全課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
171	9/17	申出	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律 宮崎市解体事前周知届けの解体現場の住所・解体規模 解体期間が分かる文書 平成 22 年 8 月 1 日 ~ 平成 22 年 9 月 15 日		9/30	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
172	9/21	請求	宮崎市上下水道局ご発注の天満雨水準幹線布設工事(その 2)の最低制限価格		9/24	公開		契約課
173	9/24	請求	淀川雨水ポンプ場築造工事(土木・建築)金入設計書(第 1 回変更)		10/4	部分公開	第 7 条第 2 号	土木課
174	9/24	申出	平成 23 年度用教科図書(小学校音楽)の採択に関する ・採択協議会議事録 ・調査資料(観点に沿った調査資料) ・名簿(採択協議会)		10/6	公開		学校教育課
175	9/27	申出	平成 21 年度萩原地区団体営ため池整備工事(2 工区)、平成 21 年度天ヶ山地区団体営ため池整備工事(施設機械) 上記 2 件の最低制限価格		9/29	公開		契約課
176	9/27	請求	宮崎市中心部の建物解体情報		10/8	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
177	9/28	請求	病院診療所台帳 H17 年 4 月 ~ 現在開設 名称 住所 TEL 院長名 従業員数 売上 のわかるもの		10/7	公開		保健総務課
178	9/28	請求	宮崎市 に関する H3.2.13 及び H22,7,16 境界立会申請書書類一式		9/30	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課
179	9/22	請求	平成 22 年度の契約課執行の消防局にかかわる備品購入一覧		9/28	公開		契約課
180	9/30	申出	宮崎市上下水道局発注 宮崎処理場 No.1・No.3 最初沈殿池汚泥掻寄機更新工事ほか 1 件の最低制限価格		10/1	公開		契約課
181	9/30	申出	宮崎市上下水道局発注 宮崎処理場 No.1・No.3 最初沈殿池汚泥掻寄機更新工事ほか 1 件の金入り設計書		10/13	公開		下水道施設課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
182	10/1	申出	宮崎市管轄の薬事法に基づく下記許可業者一覧 できるだけ最新のもの ・一般販売業 ・特例販売業 ・店舗販売業 必要項目:許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 店舗販売業に関しては、上記必要項目に加えて、第1類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		10/12	公開		保健衛生課
183	10/4	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年9月1日～2010年9月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		10/18	公開		保健衛生課
184	10/4	請求	宮崎市内で新規申請のあった飲食店リスト(移動、仮設除く)(平成22年6月～9月:月別希望) 店名、住所、電話番号、店主、店主住所(法人名であれば法人名、住所、電話番号)		10/18	公開		保健衛生課
185	10/4	請求	宮崎市内で新規申請のあった理美容店リスト(平成22年6月～9月:月別希望) 店名、住所、電話番号、店主、店主住所(法人名であれば法人名、住所、電話番号)		10/18	公開		保健衛生課
186	10/4	請求	建築計画概要書(第3面) 平成22年9月3日 BVJ-S10-10-0250 平成22年3月19日 BCJ09 本建確 198		10/6	公開		建築指導課
187	10/5	申出	建築計画概要書 S48.8.18No1467 S53.7.29No1577 S48.6.15No687 S56.8.15No1065		10/6	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
188	10/5	申出	23 年度用小学校教科用図書に関する採択資料 採択議会の日程、採択理由書(社会科及び地図)・会議録等、専門委員の研究調査書(社会科及び地図)、採択協議会委員名簿、専門委員名簿		10/7	公開		学校教育課
189	10/5	請求	宮崎市に所属する自家用電気工作物の全名称、落札した業者名及び落札金額		10/15	公開		契約課
190	10/5	請求	宮崎市内でめん類(主としてうどん、そば)を提供する飲食店営業許可を取得しているもののうち、次の事項 営業所の屋号 営業所の住所 営業所の電話番号		10/18	公開		保健衛生課
191	10/7	請求	平成 17 年度～同 22 年度 青島フェニックス道の駅の使用申請書と使用許可書(使用方法、使用条件等の分かるもの)		10/13	部分公開	第 7 条第 3 号	観光課
192	10/7	申出	平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 営業所の屋号、 営業所の住所、 営業所の電話番号、 営業申請者の住所(又は法人名)、 営業申請者の住所(法人のみ)、 申請者の電話番号(法人のみ)、 営業許可年月日		10/20	公開		保健衛生課
193	10/7	請求	平成 19-21 年度の宮崎市及び宮崎市上下水道局発注工事の受注実績(件名)ただし別紙の業者にかかるもの		10/13	公開		契約課
194	10/8	請求	市長小田元第二ダム線保安林解除測量調査業務委託(平成 20 年契約 410 号)の金額入の委託設計書		10/22	公開		高岡・建設課
195	10/12	申出	H22 年 7 月 1 日から H22 年 9 月 30 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図。		10/21	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
196	10/12	申出	地方税法に基づき作成された「家屋価格等縦覧帳簿」に登録・記載されている、家屋の課税評価額を除く「所在、家屋番号、種類、構造、床面積、階層、建築年月日」などの各項目の内、開示可能なものの一覧表(地方税法施行規則第14条に規定する様式)。電磁的記録で在る場合(税業務システム等から抽出できる場合を含む)はその複製物。平成22年1月1日現在のもの。		10/22	非公開	第7条第2号	資産税課
197	10/12	請求	平成18年度大淀川市民緑地の指定管理を受ける為に宮崎市体育協会が提出した書類			取下		公園緑地課
198	10/14	請求	建築計画概要書 No.520 平成21年12月9日		10/19	公開		建築指導課
199	10/15	申出	建築計画概要書 平成元年4月25日 No.179		10/19	公開		建築指導課
200	10/18	申出	飲食店営業許可一覧 営業所屋号 住所 電話番号 申請者名 代表者名 住所(申請者、法人のみ) 電話番号(法人のみ) 業種区分(細分業種) 現在営業年月日 更新期限		11/1	公開		保健衛生課
201	10/18	申出	公衆浴場営業許可一覧 営業所屋号 住所 電話番号 申請者名 代表者名 申請者住所(法人のみ) 電話番号(法人のみ) 許可年月日		10/29	公開		保健衛生課
202	10/20	請求	天満雨水準幹線(その2)工事の金入設計書のうち総括表		11/1	部分公開	第7条第2号	土木課
203	10/21	申出	建築計画概要書 昭和47年10月14日 No.2369		10/25	部分公開	第7条第2号	建築指導課
204	10/21	請求	宮崎市発注工事の設計書(設計単価) ・防災まちづくり事業に伴う防火水槽新設工事(その9)		10/25	公開		警防課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定 定期日	決定日	決定 内容	非公開根 拠規定	所管課
205	10/21	請求	宮崎市議会議員及び自民党宮崎市支部 会計責任者(元) 氏に係る納税 申告について 自民党宮崎市支部が平成 14 年から 17 年迄に手当として支払っている(各)年 36 万円相当を支払っていたことを証明でき る報酬支払調書又は給与支払報告書の 写しの開示		10/26	非公 開	第 7 条第 1 号	市民税課
206	10/21	請求	氏について H22.6 月 25 日に提 出した提出届出書について			取下		市民課
207	10/22	請求	平成 22 年 3 月 17 日付の非公開決定通 知書の再交付願(写)及び稟議書		10/26	公開		市民税課
208	10/25	請求	平成 22 年度の契約課執行の宮崎市消 防局備品購入における消防局総務課が 通信機械器具として購入したトランシー バー(カバーサービス)について 1.購入日時 2.購入方法 3.購入方法が 入札形式ならば入札状況 4.購入品目 5.購入台数 6.1 台あたりの値段		11/4	公開		契約課
209	10/26	請求	市指定文化財候補物件「小松原焼」に関 する専門家による調査報告書		10/29	公開		文化財課
210	10/27	申出	契約番号:50159 工事名:大塚中継ポン プ場電気設備改築更新工事 内容:最低 制限価格の公開		10/29	公開		契約課
211	10/27	請求	下倉永中継ポンプ場築造工事(土木・建 築)他 33 件の最低制限価格		10/29	公開		契約課
212	10/27	申出	宮崎市大字島之内字境田 確定図及び 区画座標並びにトラバ一点座標 団体営 土地改良総合整備事業境田地区にかか るもの		10/28	公開		農村整備 課
213	10/28	請求	社会福祉法人 〃の決算書及び事業 計画(H22 提出分)		11/1	公開		契約課
214	10/29	請求	大淀処理場管理本館耐震補強工事及び 改修工事他 1 件における最低制限価格		11/1	公開		契約課
215	10/29	請求	大淀処理場管理本館耐震補強工事及び 改修工事他 1 件における設計書		11/8	公開		下水道施 設課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
216	10/29	請求	1.平成 22 年 10 月 15 日から同 28 日までの行方不明犬(飼主からの届出)が記載されている文書(苦情処理簿等も含む) 2.平成 22 年 10 月 15 日から同 28 日までの保護犬(預かっている者からの”保護しています”という届出)が記載されている文書(ドック愛ランド等インターネット掲載分も含む)		11/10	部分公開	第 7 条第 2 号	保健衛生課
217	10/29	請求	H22.4.1～H22.10.28 までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち次の事項 屋号、営業所住所、営業所 TEL、申請者氏名(法人の場合は法人名と代表者名)、申込者住所(法人のみ)、申請者 TEL(法人のみ)(ただし、臨時・実演・短期・自販機・仮設・自動車除く)		11/11	公開		保健衛生課
218	11/1	申出	平成 22 年度の国民健康保険における診療報酬明細書(レセプト)点検等業務委託の仕様書、契約書および契約金額		11/4	公開		国保年金課
219	11/1	申出	飲食店・食料品製造業の新規許可分 <期間>平成 22 年 7 月 6 日～10 月末 <項目>申請者名・屋号・営業所住所・営業所電話番号・許可年月日・種別(臨時営業・移動による営業除く)		11/11	公開		保健衛生課
220	11/1	請求	建築計画概要書第 3 面 1.確認日 H22.10.8 確認番号一般 462 号 2.確認日 H22.10.12 確認番号一般 466 号 3.確認日 H22.10.19 確認番号一般 486 号 4.確認日 H22.9.24 確認番号 ERI10029943 号 5.確認日 H22.9.14 確認番号 KJH10-02069-1 号		11/4	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
221	11/2	請求	文化財審議会会議録(平成 22 年 2 月 17 日及び 22 年 10 月 22 日開催分(小松原焼に関する分))		11/11	公開		文化財課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
222	11/1	請求	確認年月日:平成 22 年 1 月 18 日 H21 確申建築宮崎市建 00591 号、建築主・施工者:(株) 代表、設計者:(株)、監理者:同上、事業主・注文者:宮崎市 (株) 代表 上記建築確認申請書正の全ての図面、書類の写し			取下		建築指導課
223	11/4	請求	平成 22 年度の契約課執行の宮崎市消防局備品購入における消防局総務課が通信機械器具として購入したトランシーバー(カバーサービス)について 7.購入後の配備先 8.購入機材のシリアルナンバー		11/16	公開		消防・総務課
224	11/4	申出	平成 22 年 9 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水画図。 変更許可も含む		11/11	非公開	不存在	開発指導課
225	11/2	申出	建築計画概要書 No.927 55.6.21		11/8	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
226	11/4	申出	平成 22 年 8 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、該当の住居表示台帳		11/15	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
227	11/4	申出	五十鈴川排水ポンプ場設置工事(機械設備工事) 積算内訳書及び最低制限価格		11/10	公開		土木課
228	11/4	請求	文化財課業務日誌 平成 22 年 1 月~2 月及び 10 月		11/11	公開		文化財課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
229	11/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年10月1日～2010年10月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		11/10	公開		保健衛生課
230	11/4	申出	平成22年5月10日から、平成22年10月末までに、新規で飲食店営業許可を取得したものうち(移動販売、短期、臨時営業を除く)事業主氏名、屋号、住所(営業所)、電話番号、申請者氏名、住所、電話番号(法人のみ)、初期許可年月日		11/10	公開		保健衛生課
231	11/8	申出	現在、宮崎市内で営業許可を取得している飲食店の屋号、所在地、申請者氏名(臨時営業、仮設営業、自動車営業を除く、固定店舗のみ)		11/18	公開		保健衛生課
232	11/9	請求	解体情報(建物)H22.10.1～H22.10.31		11/15	部分公開	第7条第2号	建築指導課
233	11/9	申出	平成22年7月1日から平成22年9月30日届出分 中高層建築物指導要綱に基づく建築計画届出書		11/16	部分公開	第7条第2号及び第3号	建築指導課
234	11/9	請求	平成22年度の物品の入札結果(但しコンピュータ機器登録業者を指名した入札案件)		11/10	公開		契約課
235	11/9	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事(調整池築造工事)設計書(金入)		11/9	公開		公園緑地課
236	11/10	申出	宮崎市内でH22年8月1日からH22年11月9日までに飲食店営業許可を取得したもの(屋号、営業所所在地、申請者氏名(法人の場合は代表者名、指令番号、初回許可年月日、更新許可年月日)ただし、仮設、自動車移動販売、自動販売機を除く固定店舗のみ)		11/15	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
237	11/10	請求	H21.1.1～H22.10.31 の間に開催された固定資産評価審査委員会の全ての議事録及びその関係書類一式		11/22	部分公開	第7条第2号	特別滞納整理課
238	11/12	請求	市文化財指定候補「小松原焼」に関する答申書		11/18	公開		文化財課
239	11/12	申出	平成22年9月1日から平成22年10月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第2面、第3面 建築基準法18条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要		12/3	部分公開	第7条第2号	建築指導課
240	11/11	申出	建築計画概要書(第3面) BCJ09本建確174 平成22年2月18日 BVJ-S10-10-0250 平成22年9月3日 更17 平成22年8月25日(配置図のみ)		11/17	公開		建築指導課
241	11/15	請求	平成22年11月1日～11/15までに、新規で飲食店の営業許可(更新を除く)を取った事業所の屋号、住所、電話番号、事業主名、許可日(短期、移動等で固定以外を除く)		11/17	公開		保健衛生課
242	11/18	申出	(所在)宮崎市 国土調査境界立会に関する資料(平成7年)		11/29	部分公開	第7条第2号	田野・産業振興課
243	11/18	請求	入札日 平成21年5月11日 (仮称)宮崎市石崎浜荘・市民プール新築工事の内建築主体工事の予定価格に基づく内訳書		11/30	公開		文化スポーツ課
244	11/19	申出	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律 宮崎市解体事前周知届けの解体现場の住所・解体規模 解体期間が分かる文書 平成22年9月16日～平成22年11月17日		11/24	部分公開	第7条第2号	建築指導課
245	11/24	請求	宮崎市庁舎等樹木維持管理及び花壇管理業務委託 外 の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	管財課
246	11/24	請求	赤江公民館外8館植栽管理業務委託の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	地域コミュニティ課
247	11/24	請求	宮崎市南部墓地公園整備事業 外 の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	生活安全課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
248	11/24	請求	(仮称)宮崎市総合体育館立体駐車場新築工事の内植栽工事 外 の金入り設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	文化スポーツ課
249	11/24	請求	衛生処理センター造園管理業務委託 外 の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
250	11/24	請求	宮崎市保健所中央保健センター植栽管理業務委託 の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	保健総務課
251	11/24	請求	椿山森林公園植栽地整備工事 の金入り設計書		12/3	公開		農林水産課
252	11/24	請求	平成21年度石原地区市単能動整備工事 外 の金入り設計書		12/1	公開		農村整備課
253	11/24	請求	宮崎市中央卸売市場植木管理業務委託 外 の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	市場課
254	11/24	請求	木崎浜環境整備工事 外 の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	観光課
255	11/24	請求	中ノ又通線道路改良工事(31工区) 外 の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	土木課
256	11/24	請求	大塚台団地排水対策工事 外 の金入り設計書		12/2	部分公開	第7条第6号	道路維持課
257	11/24	請求	宮崎市営住宅広瀬台団地建替事業の内 外溝工事 外 の金入り設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	住宅課
258	11/24	請求	新城街区公園外バリアフリー園路改修工事 外 の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
259	11/24	請求	東部第二土地区画整理事業 8 22 号線 外道路築造工事 外 の金入り設計書		12/6	公開		区画整理課
260	11/24	請求	平成21年度津倉地区市民農園整備事業(村交)5工区 外 の金入り設計書		12/3	公開		佐土原・産業振興課
261	11/24	請求	平成21年度上平等寺地区排水路新設工事 外 の金入り設計書		11/30	公開		佐土原・建設課
262	11/24	請求	小学校通線道路側溝改修工事の金入り設計書		12/6	公開		田野・建設課
263	11/24	請求	武家住宅外溝工事の金入り設計書		12/1	公開		高岡・建設課
264	11/24	請求	宮崎市立佐土原小学校外溝緑化推進工事 外 の金入り設計書		12/3	部分公開	第7条第6号	教委・総務課
265	11/24	請求	宮崎市教育情報研修センター植栽管理業務委託の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	教育情報研修センター

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
266	11/24	請求	生目3号墳周辺整備外工事 外 の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	文化財課
267	11/24	請求	二次配水施設除草清掃及び植栽管理業務委託の金入り設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	水道施設課
268	11/24	請求	配水管路用地草刈業務委託の金入り設計書		12/2	部分公開	第7条第6号	水道整備課
269	11/24	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金入り設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	浄水課
270	11/24	請求	大淀処理場外造園管理業務委託 外 の金入り設計書		12/6	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
271	11/24	請求	防災まちづくり事業に伴う防火水槽新築工事の金入り設計書		11/30	公開		消防・総務課
272	11/24	請求	平成22年度フェニックス保全対策事業薬剤散布業務委託の金入り設計書		12/7	部分公開	第7条第6号	景観課
273	11/25	請求	別紙の標準宅地の下記 鑑定評価書 平成17年1月1日付、平成20年1月1日付		12/7	公開		資産税課
274	11/25	請求	宮崎市固定資産評価審査委員会規程第8条に定める下記、議事録平成22年8月12日、平成22年9月27日、平成22年10月27日に開催された当財団に関する、固定資産評価審査委員会の具体的な議事内容がわかる議事録及び関係書類一式(事務局および各委員の発言内容等が記載されたもの)		12/3	非公開	不存在	特別滞納整理課
275	11/29	申出	宮崎市 及び隣接土地の土地に関する現地査定調書			取下		用地管理課
276	12/2	請求	平成21年度及び平成22年度宮崎市発注の建築一式工事で、指名競争入札および条件付一般競争入札の最低制限価格		12/7	公開		契約課
277	12/1	請求	1.一般受付第534号第三面 2.一般受付第575号第三面 3.一般受付第576号第三面 建築計画概要書 平成22年度		12/8	公開		建築指導課
278	12/2	請求	件名 宮崎市立宮崎西小学校屋外運動場緑化推進工事、宮崎市立大宮小学校屋外運動場緑化推進工事 上記2件の金入り設計書		12/14	公開		教委・総務課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
279	12/3	請求	平成 22 年 11 月 16 日から、平成 22 年 11 月末までに新規で飲食店営業許可を取得(更新を除く)したもの(移動、短期、臨時営業を除く)のうち、事業主氏名、屋号、営業所住所、電話番号、申請者氏名、住所、電話番号など、公開請求できるすべての項目		12/8	公開		保健衛生課
280	12/3	請求	宮崎市中心部の建物解体情報		12/9	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
281	12/3	請求	宮固審第 150 号(H22.12.3)に係る「非公開決定通知書」の決議書一式		12/7	公開		特別滞納整理課
282	12/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010 年 11 月 1 日～2010 年 11 月 30 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		12/10	公開		保健衛生課
283	12/6	申出	平成 21 年度(平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月)に、路線の認定・廃止・変更された市道の一覧および位置情報。 一覧資料には、路線名・延長・幅員(車線数)・認定日をお願いいたします。 位置情報は、議会に提出したレベルの位置図(認定図)をお願いいたします。		12/17	部分公開	第 7 条第 3 号	道路維持課
284	12/6	請求	H18 年宮崎市航空写真(新名爪周辺)		12/9	公開		都市計画課
285	12/6	請求	春日台 1 号線歩道新設工事の金額入り工事設計書		12/16	公開		佐土原・建設課
286	12/8	申出	公共用地の取得と補償手続に関する宮崎市の規程ないしマニュアル 用地買収と補償手続に関する宮崎市の規程ないしマニュアル			取下		土木課
287	12/8	申出	都市計画に基づく用地取得と補償手続に関する宮崎市の規程ないしマニュアル			取下		市街地整備課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
288	12/10	請求	宮崎市石崎の杜鯨鯨館 指定管理者公募に関する書類一式(全部)	12/24	12/27	部分公開	第7条第3号	文化スポーツ課
289	12/13	申出	宮崎市、宮崎の住居表示台帳		12/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
290	12/13	請求	田野第3配水池築造工事、富吉浄水場(系)沈泥池(北側)補強・補修工事の金入設計書、工事明細書(直接工事、共通仮設、現場管理費、一般管理費が分かる範囲)		12/24	公開		水道施設課
291	12/14	請求	に関する意見書依頼書(委員会から氏へ) 文化財(委員)開催(審議会)案内に関する書面(22年分)資料含 委員名簿(21年~22年)2期分 宮崎市文化財審議会規則 審議会(事務局)運営規則		12/20	公開		文化財課
292	12/15	請求	下記家屋の評価調書 所在地、登記建築年 宮崎市 昭45新(木造居宅) 宮崎市 昭48新(木造居宅) 宮崎市 平03新(木造倉庫)		12/17	公開		資産税課
293	12/16	請求	建築計画概要書 H22-No633		12/22	部分公開	第7条第2号	建築指導課
294	12/20	請求	道の駅高岡ビタミン館(平成22年3月期決算書)貸借対照表、損益計算書、		12/27	公開		高岡・農業振興課
295	12/21	申出	・大塚中継ポンプ場電気設備改築更新工事 他3件の金入設計書及び最低制限価格		1/5	公開		下水道施設課
296	12/21	申出	・五十鈴川排水ポンプ場設置工事(電気設備工事)の金入設計書及び最低制限価格		12/24	公開		土木課
297	12/24	請求	宮崎市清武総合支所外壁改修工事の一部下請通知書(全て)		1/7	部分公開	第7条第2号及び第3号	管財課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
298	1/4	申出	飲食店・食料品製造業の新規許可分 <期間>平成22年11月1日～11月30日 <項目>申請者名・屋号・営業所住所・営業所電話番号・許可年月日・種別(臨時営業・移動による営業除く) 申請業種は別添のとおり		1/11	公開		保健衛生課
299	1/5	請求	建築計画概要書第3面 1.確認日 H22.12.1 確認番号一般 602号 2.確認日 H22.12.24 確認番号一般 668号 3.確認日 H22.12.21 確認番号 BVJS-10-11-0250号 4.確認日 H22.12.3 確認番号 BCJ09 本建174変1		1/14	公開		建築指導課
300	1/5	請求	平成22年12月1日から平成22年12月末日までの間に新規で飲食店営業許可を取得(更新を除く)したもの(移動、短期、臨時営業を除く)のうち、屋号、営業所住所、電話番号、申請者氏名、住所、電話番号、許可年月日など、公開請求できるすべての項目		1/7	公開		保健衛生課
301	1/6	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2010年12月1日～2010年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		1/17	公開		保健衛生課
302	1/6	請求	建物解体情報(H22.12.1～H22.12.31)		1/17	部分公開	第7条第2号	建築指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
303	1/7	申出	平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・給排水画図 変更許可も含む		1/17	部分公開	第 7 条第 2 号	開発指導課
304	1/11	申出	宮崎市内で平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 1 月 7 日までの間に、新規で飲食店営業許可を取得したもの(屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名(代表者氏名含む)、許可年月日、指令番号)ただし、仮設、実演簡易営業、自動車移動販売、自動販売機を除く固定店舗のみ		1/17	公開		保健衛生課
305	1/11	申出	宮崎市解体事前周知届けの解体現場の住所・解体規模 解体期間が分かる文書 平成 22 年 11 月 18 日～平成 22 年 12 月 31 日		1/17	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
306	1/11	請求	建築確認申請書(配置図・立面図) 宮崎市		1/14	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
307	1/13	申出	平成 22 年 10 月 1 日から 22 年 12 月 31 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		1/25	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
308	1/17	申出	平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第 2 面、第 3 面。 建築基準法 18 条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要		2/9	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
309	1/17	請求	医療機関一覧 病院・診療所の区別、医療機関の所在地、医療機関の名称、開設者氏名：個人・法人すべて（法人の場合は、法人名、肩書き及び代表者名）、医療機関の電話番号、病院については許可年月日、診療所については届出年月日		1/27	公開		保健総務課
310	1/18	申出	平成7年8月16日シレイ286-12-5 都市計画法29条申請にかかる図面一式		1/25	部分公開	第7条第2号	開発指導課
311	1/18	申出	次の道路立会申請書 平成3年5月29日1-139号、1-140号、1-141号 次の現地査定調書 平成元年11月28日 宮崎市		1/19	部分公開	第7条第2号	用地管理課
312	1/20	申出	平成22年12月1日～12月31日新規営業分 飲食店、食料品製造業（簡易営業、移動による営業、自販機を除く） <項目> 屋号、申請者名、許可年月日、業種、事業所電話番号、事業所住所		1/25	公開		保健衛生課
313	1/20	請求	懲戒処分、分限処分（病気休職のぞく）、その他の処分（宮崎市の公表基準で公表されている内容） 2008年1月1日～2010年12月31日		2/3	部分公開	第7条第2号	人事課
314	1/20	申出	平成22年10月1日から平成22年12月31日までに飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 営業所の屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、営業申請者の住所（又は法人名）、営業申請者の住所（法人のみ）、申請者の電話番号（法人のみ）、営業許可年月日		2/1	公開		保健衛生課
315	1/25	請求	確認申請書（1～5面） 図面 No.1～7 シックハウス計算書 地盤調査結果 地盤調査報告書		2/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
316	1/26	請求	件名（平成22年度） 南原4号街区公園整備工事（1工区）、南原4号街区公園整備工事（2工区）、さくら台緑地広場整備工事 上記3件の金入り設計書（変更含む）		1/31	公開		公園緑地課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
317	1/26	請求	件名（平成 22 年度） 穆佐城跡立木管理工事 上記の金入り設計書(変更含む)		2/2	公開		文化財課
318	1/26	請求	件名（平成 22 年度） 北権現通線外 1 線街路樹補植工事 上記の金入り設計書(変更含む)		1/31	公開		道路維持課
319	1/26	請求	件名（平成 22 年度） 平成 22 年度椿山森林公園植栽整備工事 上記の金入り設計書(変更含む)		2/9	公開		農林水産課
320	1/26	請求	動物管理業務に係る犬猫の苦情処理簿 (2011 年 1 月 10 日から 2011 年 1 月 25 日まで) 動物管理月報 平成 22 年 3 月分		2/8	部分公開	第 7 条第 2 号	保健衛生課
321	1/27	申出	宮崎市 国土調査境界立会に関する資料(平成 7 年)		1/27	部分公開	第 7 条第 2 号	田野・産業振興課
322	1/27	申出	1.建築確認概要書(46 年度)3166 号 2. 建築確認概要書(52 年度)116 号 3. 建築確認概要書(52 年度)755 号		1/31	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
323	1/27	申出	選定委員会名簿(指定管理者)23 年 1 月 27 日現在		2/2	部分公開	第 7 条第 5 号	文化スポーツ課
324	1/27	申出	建築計画概要書 確認番号 2170 平成 8 年 2 月 28 日		1/31	公開		建築指導課
325	1/28	申出	田野町都市計画区域変更図(写)昭和 44 年 宮崎市平成 18 年空中写真(田野町周辺 甲 6004 番)		1/31	公開		都市計画課
326	1/28	請求	H22.12.1 から H23.1.19 までに新規で飲食店営業許可及び集団給食の登録を取得したもののうち次の事項 屋号、営業所住所、営業所電話番号、申請者名(法人の場合は、法人名、代表者名)細分業種(ただし、仮設、車両、臨時、自販機、実演等は除く)		2/4	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
327	1/31	請求	平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日に新規で飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したもの(更新を除く)の以下の内容 営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日。		2/4	公開		保健衛生課
328	2/1	請求	建築計画概要書 確認日 H23.1.21 確認番号センター707号		2/7	公開		建築指導課
329	2/2	請求	宮崎市内で新規申請のあった飲食店リスト(平成 22 年 10 月～平成 23 年 1 月:月別希望) 店名、住所、電話番号、店主(法人であれば法人名、住所、電話番号)		2/8	公開		保健衛生課
330	2/2	請求	宮崎市内で新規申請のあった理美容店リスト(平成 22 年 10 月～平成 23 年 1 月:月別希望) 店名、住所、電話番号、店主(法人であれば法人名、住所、電話番号)		2/8	公開		保健衛生課
331	2/2	請求	旧高岡町一般廃棄物収集運搬業務委託に関する書類(設計書、見積書、契約書。但し、平成 16 年度、17 年度分に限る)		2/10	部分公開	一部不存在	環境業務課
332	2/2	請求	平成 23 年宮崎市社会体育施設指定管理者候補者選定委員会会員名簿 市民委員(全面開示)を求める			取下		文化スポーツ課
333	2/2	請求	H23 年 1 月度建物解体情報		2/9	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
334	2/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2011 年 1 月 1 日～2011 年 1 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		2/16	公開		保健衛生課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
335	2/3	申出	平成 22 年 11 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料、該当の住居表示台帳		2/7	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
336	2/4	請求	一里松新木線道路改良工事の金額入り工事設計書と最低制限価格		2/9	公開		土木課
337	2/4	請求	上田島 1 号汚水幹線(6 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書、第 1 回変更分		2/8	部分公開	第 7 条第 2 号	下水道整備課
338	2/9	請求	平成 22 年度林道西平線舗装工事 金入り設計書		2/14	公開		田野・産業振興課
339	2/9	請求	社会福祉法人 H20 年度、H21 年度計算書類(4 種類)		2/15	公開		福祉総務課
340	2/9	請求	H23 年 2 月 9 日時 宮崎市内の医療機関の名称・住所・診療科目・電話番号・開設年月日の一覧(住所順)		2/23	公開		保健総務課
341	2/9	請求	ポリ塩化アルミニウム、液体硫酸バンド、ポリ硫酸第二鉄液 平成 21、22 年度の開札一覧		2/14	公開		契約課
342	2/14	申出	平成 22 年 10 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日届出分 中高層建築物指導要綱に基づく建築計画届出書		2/21	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	建築指導課
343	2/14	請求	春日台 1 号線歩道新設工事の第 1 回変更金額入り工事設計書と最低制限価格 平成 22 年佐土原駅東線舗装打換工事の金額入り設計書と最低制限価格		2/21	公開		佐土原・建設課
344	2/14	請求	上田島 1 号汚水幹線(6 工区)外下水道管布設工事の金額入り工事設計書、第 1 回変更分		2/18	部分公開	第 7 条第 2 号	下水道整備課
345	2/15	請求	水道用ポリ塩化アルミニウム(平成 22 年 3 月 24 日入札分)の入札開札一覧		2/16	公開		契約課
346	2/15	申出	建築計画概要書 H20No.478 H17No.774 S57No.1946		2/17	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
347	2/17	請求	平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 2 月 15 日に新規で飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したもの(更新を除く)の以下の内容 営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日。		2/21	公開		保健衛生課
348	2/18	請求	宮崎市総合支所外壁改修工事の月間工程表、実施工程表、工事日報、前払い請求書、週間工程表		3/3	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 3 号	管財課
349	2/23	申出	宮崎市解体事前周知届けの解体現場の住所・解体規模 解体期間が分かる文書 平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 2 月 18 日		3/4	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
350	3/1	請求	平成 23 年 2 月 16 日から平成 23 年 2 月末日に新規で飲食店営業許可(ただし、仮設、簡易営業、移動、自販、臨時営業を除く)を取得したもの(更新を除く)の以下の内容 営業者名、屋号、営業所在地、営業所電話番号、営業許可番号、許可開始日。		3/8	公開		保健衛生課
351	2/25	請求	宮崎市清武総合支所外壁改修工事 図面、工事内訳書(現説時の物)		3/11	公開		管財課
352	2/25	請求	2009 年 1 月 1 日～2010 年 12 月 31 日の間で新規許可を受けた理美容室の一覧(店名と住所)		3/11	公開		保健衛生課
353	3/1	請求	平成 12 年度から 21 年度宮崎市の顧問弁護士的人数(氏名)及びその支払済の費用(年間総額)の分かる文書(総務法制課委託分)		3/15	公開		総務法制課
354	3/1	請求	平成 12 年度から 21 年度の間訴訟に関し宮崎市の顧問弁護士及び他の弁護士に支払済の費用(年間総額)の分かる文書(総務法制課委託分以外)		3/15	部分公開	第 7 条第 2 号、一部不存在	総務法制課
355	3/1	請求	平成 20 年 9 月 4 日子ども課の作成した執行何兼支払負担行為書について 31 万円の支払いについてその支払日及び支払金額の分かる文書		3/16	部分公開	第 7 条第 3 号	子育て支援課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
356	3/1	請求	平成 19 年(ワ)682 号 (ネ)243 号 平成 20 年(ワ)358 号 上記訴訟事件に関し宮崎市が支払った弁護士費用とその支払先の分かる文書		3/16	非公開	不存在	子育て支援課
357	3/1	請求	平成 12 年度から 21 年度宮崎市に在籍した警察退職者の嘱託員の人数及びその支払済みの賃金(年間総額)の分かる文書		3/15	公開		人事課
358	3/1	請求	平成 23 年 1 月 19 日宮廃第 302 号回答について平成 22 年 8 月 4 日に相談した顧問弁護士に支払った費用及び支払先の分かる文書		3/8	非公開	不存在	廃棄物対策課
359	3/2	請求	2 月度建物解体情報		3/10	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
360	3/2	請求	平成 18 年 5 月 1 日付浄化槽清掃業許可申請に伴う許可申請手数料(平成 18 年 5 月 1 日納付)の領収書の写し		3/8	公開		廃棄物対策課
361	3/2	請求	平成 15 年(ワ)第 26 号訴訟事件に関し宮崎市が支払った弁護士費用とその支払先の分かる文書		3/8	公開		廃棄物対策課
362	3/2	請求	別紙の社会福祉法人における、平成 21 年度提出の現況報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録		3/14	部分公開	第 7 条第 2 号	福祉総務課
363	3/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(2011 年 2 月 1 日～2011 年 2 月 28 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、初許可年月日、細分業種		3/8	公開		保健衛生課
364	3/3	請求	平成 17 年(行ウ)第 5 号、平成 18 年(行コ)第 6 号、平成 19 年(行ヒ)第 40 号 住民訴訟における損害賠償請求事件に係る関係書類一式		3/15	部分公開	第 7 条第 2 号	用地管理課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
365	3/3	請求	田野町 に関して、係争中の土地(国土調査で顕在化した件)に対して、宮崎県と宮崎市が協議に関する資料一切について		3/17	公開		農村整備課
366	3/7	申出	平成 23 年 1 月 1 日～2 月 28 日新規営業分 飲食店、食料品製造業(簡易営業、移動による営業、自販機を除く) <項目> 屋号、申請者名、許可年月日、業種、事業所電話番号、事業所住所		3/11	公開		保健衛生課
367	3/8	請求	平成 22 年度高岡総合支所警備業務委託の入札結果の判る文書		3/11	部分公開	第 7 条第 6 号	管財課
368	3/8	請求	平成 22 年度高岡福祉保健センター穆園館常駐警備業務委託の入札結果が判る文書		3/10	部分公開	第 7 条第 6 号	健康増進課
369	3/8	請求	平成 22 年度二次配水施設巡回警備業務委託の入札結果が判る文書		3/14	部分公開	第 7 条第 6 号	水道施設課
370	3/9	請求	宮崎市 境界立会申請書と添付されている図面・記録 平成 23 年 2 月 10 日		3/10	公開		用地管理課
371	3/10	申出	建築計画概要書 平成 4 年 925 番 平成 4 年 1543 番		3/14	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
372	3/14	申出	平成 22 年 11 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第 2 面、第 3 面 建築基準法 18 条の規程に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も必要		3/23	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
373	3/14	請求	宮崎市清武総合支所外壁改修工事 工事内訳書(金額入り)		3/25	公開		管財課
374	3/16	請求	路線平面図 桜学園線、矢渡線、下六線、去川和石線(2箇所)		3/24	公開		高岡・建設課
375	3/16	請求	路線平面図 内山南地区農免農道		3/24	公開		高岡・農業振興課
376	3/16	請求	平成 22 年度宮崎市発注工事(別添)の金入り設計書		3/25	公開		地域コミュニティ課
377	3/16	請求	高岡西部地区コミュニティ施設整備浦之名 外の金入り設計書		3/25	公開		公園緑地課
378	3/16	請求	下江上畑線舗装打換工事 外の金入り設計書		3/25	公開		道路維持課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
379	3/16	請求	稗原通線道路改築工事昭栄町の金入り設計書		3/25	公開		区画整理課
380	3/16	請求	青島パークゴルフ場整備整備解体加江田 外 の金入り設計書		3/29	公開		文化スポーツ課
381	3/16	請求	平成 22 年度宮崎市発注工事(別添)の金入り設計書		3/25	公開		清武・農林振興課
382	3/16	請求	下村川水管橋下部工東上那珂の金入り設計書		3/18	部分公開	第 7 条第 2 号	水道整備課
383	3/16	請求	上田島1号汚水幹線6工区 外 の金入り設計書		3/18	部分公開	第 7 条第 2 号	下水道整備課
384	3/17	申出	田野町 に係る二ツ山橋測道橋に関する平成 7 年度国土調査の際の隣接者の同意印がはいた文書(国鉄を含むもの)境界立会に係る文書		3/30	部分公開	第 7 条第 2 号	田野・産業振興課
385	3/18	申出	宮崎市内で、集団給食の登録をしている施設のうち次の事項 申請者名(法人の場合は法人名、代表者名)、屋号、営業所住所、営業所住所の電話番号		3/28	公開		保健衛生課
386	3/18	請求	平成 12 年度～平成 17 年度(清武町は 21 年度)旧佐土原町、高岡町、田野町、清武町に在籍した各々の顧問弁護士の人数及び氏名及びその支払済みの費用(年間総額)の分かる文書			部分公開	第 7 条第 2 号	
387	3/18	請求	平成 12 年度～平成 17 年度(清武町は 21 年度)旧佐土原町、高岡町、田野町、清武町の訴訟に関し顧問弁護士及び他の弁護士に支払済みの費用の分かる文書			部分公開	第 7 条第 2 号	
388	3/18	請求	平成 12 年度～平成 17 年度(清武町は 21 年度)旧佐土原町、高岡町、田野町、清武町に在籍した警察退職者の嘱託員の各々の人数及びその支払済みの年間賃金の総額の分かる文書			公開		
389	3/22	請求	宮崎市 に係る旧図面 給油取扱所の一般基準 幅員 4m、地下タンクの分かるもの S51 年の営業許可の時が分かる書類 48.12.08 廃業届の時が分かる書類		3/30	公開		予防課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
390	3/23	請求	危険物施設台帳 宮崎市 ガソリンスタンド		3/30	公開		予防課
391	3/23	請求	平成 22 年簿冊管理簿(予防課)		3/30	公開		予防課
392	3/25	請求	生目的野線外 22 線草刈業務委託 設計書			部分公開	第 7 条第 6 号	
393	3/25	請求	宮崎中央公園管理業務委託 設計書		3/31	部分公開	第 7 条第 6 号	公園緑地課
394	3/25	請求	(仮称)高岡西部地区コミュニティ施設整備工事(造成工事 3 工区)金入り設計書		3/31	公開		地域コミュニティ課
395	3/25	申出	建築計画概要書 平成 23 年 2 月 22 日 ER111003294		3/30	公開		建築指導課
396	3/25	申出	建築計画概要書(平成 23 年 2 月から)		3/30	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
397	3/25	請求	建築確認申請の内容(申請書及び添付図面等) 申請者: 所在:宮崎市 主要用途:占用住宅 構造:鉄骨造 2 階建て 延床面積:185.91 m ² 申請日:平成 21 年 2 月 26 日 確認通知番号・日付:No.920・平成 21 年 3 月 23 日		3/31	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
398	3/28	請求	既存集落図(山崎、村角、前浜、阿波原、大島)		4/6	公開		開発指導課
399	3/28	申出	「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づく宮崎市内の『土地区画整理事業』(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成 12 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに換地処分がなされた事業についての、換地図その 1(従前の土地図)、換地図その 2(換地処分後の土地図)及び施行地区位置図、施行地区区域図		4/22	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
400	3/28	申出	「都市計画法」及び都市再開発法」に基づく宮崎市内の『市街地再開発事業』で、平成 12 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに工事が完了したものについての、施行地区位置図・施行地区区域図・施行直後の地区内の新しい地番がわかる図面		3/31	公開		市街地整備課

No	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
401	3/28	申出	<p>「都市計画法」及び「密集市街地における防災街区の整備に関する法律」に基づく宮崎市内の『防災街区整備事業』で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものである。施行地区位置図・施行地区区域図・事業完了直後の新しい地番がわかる文書。</p> <p>「都市計画法」及び「新住宅市街地開発法」に基づく宮崎市内の『新住宅市街地開発事業』で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものである。事業地位置図・事業地区区域図・事業完了直後の新しい地番がわかる図面</p>			取下		都市計画課
402	3/28	申出	<p>「都市計画法」及び「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に基づく宮崎市内の『工業団地造成事業』で、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに事業が完了したものである。事業地位置図・事業地区区域図・事業完了直後の新しい地番のわかる図面。</p>			不存在		工業政策課
403	3/30	請求	平成20年3月31日宮子第928号の起案文書		4/6	公開		子育て支援課
404	3/30	請求	佐土原城跡用地取得に伴う調査業務委託外38件の最低制限価格		4/6	公開		契約課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成22年度）

No	請求日	請求等の区分 (開示、訂正、削除、是正)	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/12	開示	印鑑登録申請に関する情報 印鑑証明書の発行状況		4/2	部分開示	不存在	市民課
2	4/30	開示	氏に対するスクールカウンセラーの対応、助言について		5/14	部分開示	第15条第2号	学校教育課
3	4/30	開示	氏のカウンセリング時における様子、表情、症状について		5/14	部分開示	第15条第2号	学校教育課
4	4/30	開示	氏がカウンセリングに訪れた日時、時間数について		5/14	開示		学校教育課
5	4/30	開示	氏の両親のカウンセリング利用にあつたての相談事項について		5/14	部分開示	第15条第2号	学校教育課
6	4/30	開示	氏の通院治療の要否について		5/14	不存在	不存在	学校教育課
7	5/17	開示	氏の診療報酬明細書 (病院、 病院 H19年3月分)		5/28	開示		国保年金課
8	6/7	開示	H17年4月1日からH22年4月1日までの5年分の住民票、名寄帳(資産台帳)、戸籍に関する交付請求書		6/17	部分開示	第15条第6号	市民課
9	6/7	開示	H17年4月1日からH22年4月1日までの5年分の住民票、名寄帳(資産台帳)、戸籍に関する交付請求書		6/17	部分開示	第15条第6号	市民課
10	6/14	開示	H22年5月19日からH22年6月14日までの住民票の写しと印鑑証明書の住民基本台帳カードでの交付請求の有無		6/18	不存在	不存在	市民課
11	6/15	開示	認定情報、認定調査表、主治医意見書		6/18	部分開示	第15条第3号	介護保険課
12	6/23	開示	建築確認申請書類のうち断面詳細図、基礎伏図、鉄骨架構図		6/25	部分開示	第15条第6号	建築指導課
13	7/2	開示	H22年1月4日から現在までの戸籍全部・個人事項証明書の交付請求書		7/12	部分開示	第15条第6号	市民課
14	7/20	開示	氏の3才6ヶ月健診票		7/26	開示		健康増進課

No	請求日	請求等の区分 (開示、訂正、削除、是正)	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
15	7/20	開示	東部第二土地区画整理事業によるH14年度に提示された原案説明書に係る路線価及び種々の係数計算書等一切の資料		8/3	部分開示	第15条第3号	区画整理課
16	7/20	開示	H21年11月20日付け東部第二土地区画整理による仮換地指定通知に係る路線価および種々の係数、計算書等一切の資料		8/3	部分開示	第15条第3号	区画整理課
17	7/27	開示	宮崎市消防局北消防署に保管されているに発生した火災の調査報告書に記載されている事項のうち ・火災発生の通報を受けた日時及び通報者の氏名 ・署員の火災現場到着時間及びそのときの状況 ・署員の消火作業の内容及び鎮火時間 ・火災発生箇所 ・火災発生原因			取下げ		消防局 北消防署
18	8/20	開示	H22年8月19日からH22年8月20日までの住民票写しと印鑑証明書の、住民基本台帳カードでの交付請求の有無		9/1	不存在	不存在	市民課
19	8/31	開示	氏の世帯の生活保護にかかる次の文書を含む一切の記録。面接記録表、保護決定通知書、生活指導記録票、ケース記録票、並びに生活保護法第29条の規定による調査の囑託を行った際の調査依頼書及び回答書		9/14	部分開示	第15条第2号	社会福祉課
20	9/2	開示	H16年度地籍調査の氏名義の調査結果閲覧表		9/2	開示		清武農林振興課
21	9/13	開示	H22年8月30日から9月10日までの住民票写しの交付請求書		9/16	開示		市民課
22	9/21	開示	軽自動車税申告書 ・H11年11月11日付け名義変更 ・H11年11月19日付け番号変更		9/21	開示		市民税課
23	9/21	開示	H22年9月に抹消した印鑑登録の印影を確認できる文書		9/28	開示		市民課

No	請求日	請求等の区分 (開示、訂正、削除、是正)	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
24	9/28	開示	建築計画概要書 (H10.12.2 1343)		9/29	開示		建築指導課
25	10/5	開示	H22年度更新申請の認定情報、認定調査票、主治医意見書		10/7	部分開示	第15条第3号	介護保険課
26	10/8	開示	H22年7月24日10時30分頃、宮崎市1丁目 - 理容所で発生した建物火災の調査報告書		10/22	部分開示	第15条第3号	南消防署
27	10/13	開示	故 氏にかかる印鑑登録の内容 (登録印影)		10/15	開示		市民課
28	10/15	開示	児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付 受給事由消滅届		10/19	部分開示	第15条第6号	子ども課
29	10/25	開示	H22年10月に抹消した印影が分かる書類		10/26	開示		市民課
30	11/1	開示	住民異動届、転出証明書		11/1	開示		市民課
31	11/8	開示	H20年5月20日から11月20日までの戸籍謄本の交付請求書		11/16	開示		市民課
32	11/18	開示	診療報酬明細書 ・ 医院(H17年11月分・12月分、 H18年1月・2月分) ・ 薬局(H17年11月分・12月分、 H18年1月・2月分)		11/30	開示		国保年金課
33	11/30	開示	H21年4月13日の転入届 H21年4月15日の印鑑登録申請書		12/1	開示		市民課
34	12/10	開示	宮崎市が施行した北権現通線道路改良工事のために必要な土地の所有者 氏(故)と締結した土地売買に関する契約書		12/16	部分開示	第15条第6号	土木課
35	12/10	開示	建築確認申請書のうちは配置図面積算定表 (確認番号 692 H20.11.26)		12/13	部分開示	第15条第6号	建築指導課
36	12/15	開示	過去に登録していた印鑑の印影がわかる書類		12/16	不存在	不存在	市民課
37	12/20	開示	H22年9月からの印鑑登録及び住基カード申請に関する書類と現在までの印鑑登録証明の発行状況及びその申請書類		12/26	開示		市民課

No	請求日	請求等の区分 (開示、訂正、削除、是正)	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
38	12/20	開示	氏の救急搬送に係る救急活動報告書		12/27	部分開示	第15条第2号	北消防署
39	2/7	開示	H23年1月5日からの印鑑登録証明書の交付申請書		2/8	取下げ		市民課
40	2/16	開示	故氏がS40年頃に旧佐土原町営住宅の払下げを受けたときの契約書		2/21	部分開示	第15条第6号	佐土原建設課
41	2/17	開示	H19年度からH22年度分認定情報、主治医意見書、認定調査票		2/18	部分開示	第15条第3号	介護保険課
42	3/8	開示	土地売買契約書 S55年購入		3/9	開示		佐土原企画総務課
43	3/10	開示	H22年10月26日から3月10日までの請求者の住民票及び戸籍附票の交付申請書		3/23	開示		市民課
44	3/28	開示	宮崎市浄化槽設置整備事業補助金申請書のうち、浄化槽設置場所の位置図、配管図		3/31	開示		廃棄物対策課
45	3/28	開示	H21年2月頃に申請した建築確認申請書一式		3/31	部分開示	第15条第6号	建築指導課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る

公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方

公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

（公開決定等の期限の特例）

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に

掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

（手数料等）

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）不服申立人及び参加人

（2）公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1）公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2）不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4

月 1 日) 前に作成し、又は取得した公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第 6 条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第 6 条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第 13 条に規定する不服申立ては、新条例第 18 条に規定する不服申立てとみなす。

6 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第 14 条第 1 項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第 21 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3 町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前の 3 町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例(平成 14 年佐土原町条例第 14 号)及び田野町情報公開条例(平成 14 年田野町条例第 34 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成 15 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第 5 条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の前日、清武町情報公開条例(平成 14 年清武町条例第 24 号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成 16 年 12 月 20 日条例第 34 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日条例第 76 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 25 日条例第 53 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）

（2）公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）

（3）公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開請求の年月日

（2）公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

（3）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。		

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日

規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日
条例第2号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号 平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、本市の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関

する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求又は申出をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 他の実施機関から収集する場合であつて、当該個人情報を利用することに事

務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただ

し、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。
(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人(以下「未成年者等」という。)の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号

に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (3) 本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、当該未成年者等の法定代理人に開示することが、当該未成年者等の利益に反すると認められるもの
(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場

合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条及び第26条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている

自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正決定等）

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうへ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）又は訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、又は訂正することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第26条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正請求者（開示請求者又は訂正請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（是正の申出）

第31条 何人も、自己に関する個人情報を実施機関が第7条又は第8条の規定に違反して取り扱っていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に申し出なければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める取扱い及び是正の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第13条第2項及び第14条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理をしなければならない。

5 実施機関は、前項の規定により処理をしたときは、是正の申出をした者に対し、速やかに当該処理の内容（是正の申出の趣旨に沿った処理をしないときは、その理由を含む。）を書面により通知しなければならない。

(手数料等)

第32条 この条例の規定に基づく請求及び申出に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正その他これらに類するものの手続が規定されているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定

は、同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 5 この条例の施行の前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。
- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。
- 8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。
- 10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年7月26日
規則第37号

改正 平成17年3月31日規則第30号 平成18年3月31日規則第9号
平成21年3月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第31条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書
(様式第5号)

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書
(様式第6号)

(3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書
(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の訂正請求書は、個人情報訂正請求書（様式第11号）によるものとする。

（訂正決定等の通知）

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書（様式第12号）

（2）個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書（様式第13号）

（3）個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書（様式第14号）

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第12条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書（様式第16号）により行うものとする。

（是正の申出等）

第13条 条例第31条第2項第4号の規則で定める事項は、是正の理由とする。

2 条例第31条第2項の規定による申出は、個人情報取扱是正申出書（様式第17号）により行うものとする。

3 条例第31条第5項の規定による通知は、個人情報取扱是正内容通知書（様式第18号）により行うものとする。

（費用負担）

第14条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。（公表の方法）

第15条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）個人情報の開示及び訂正の請求状況

（2）個人情報の開示決定等及び訂正決定等の状況

（3）不服申立ての件数及びその処理状況

（4）個人情報取扱いの是正の申出及びその処理の状況

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第16条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。
(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)
- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則(昭和59年規則第12号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

	区分	金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額

公文書の写しの送付に要する費用	郵便料金相当額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。 2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。 	

様式第1号～様式第18号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。